

豊中市意見表明等支援事業業務 質問と回答について

No.	質問要旨	回答
(豊中市意見表明等支援事業業務委託仕様書について)		
1	<p>業務内容について</p> <p>(2)事業の実施体制では、「アドボカシーの実践経験を2年以上有する意見表明等支援員を必ず1名以上含むこと」とあり、(3)事業内容③では、「※訪問する意見表明等支援員は、アドボカシーの実践経験を2年以上有する者のみとする」とあります。</p> <p>2つの違いをどのように理解し、訪問体制を整えるとよいでしょうか。</p>	<p>6. 業務内容(3)事業内容③の該当部分について、「※一時保護施設へ訪問する意見表明等支援員は、アドボカシーの実践経験を2年以上有する者のみとする。また、児童養護施設等へ訪問する意見表明等支援員は、アドボカシーの実践経験を2年以上有する者を必ず1人以上含むこと。」に訂正します。</p> <p>訪問体制について、上記に基づき訪問する施設によって実践経験を考慮し、意見表明等支援員を選定してください。</p>